

建築工事積算要領等資料の一部を次のように改定する。

次の表の改定前の欄に掲げる規定を同表の改定後の欄に掲げる規定に下線で示すように改定する。

改定前	改定後
<p>第3章 現場管理費</p> <p>1 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>(イ)～(ホ) [略]</p> <p>ロ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>第4編 単価、価格等</p> <p>第1章 共通事項</p> <p>1～13 [略]</p>	<p>第3章 現場管理費</p> <p>1 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>(イ)～(ホ) [略]</p> <p><u>(ヘ) 労災補償に必要な保険契約における法定外の保険料等の補正</u> <u>建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降設備工事において、入札公告等に示された労災補償に必要な法定外の保険契約における保険料並びに現場従業員及び現場雇用労働者の墜落制止用器具費（フルハーネス型）の補正を行う場合は、一般工事の現場管理費率に1.01を乗じる。</u> <u>なお、(ロ) 鉄骨工事の補正を行う場合及び(ニ) 労務費の比率が著しく少ない工事の補正を行う場合は、1.01の補正に(ロ)及び(ニ)を乗じる。</u> <u>(算定方法)</u> <u>・一般工事の場合</u> <u>純工事費（一般工事）×現場管理費率×補正（ヘ）</u> <u>・鉄骨工事等の場合</u> <u>純工事費（鉄骨工事等）×現場管理費率×（補正（ヘ）×補正（ロ）又は補正（ニ））</u></p> <p>ロ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>第4編 単価、価格等</p> <p>第1章 共通事項</p> <p>1～13 [略]</p>

改定前	改定後
	<p>14 現場労働者用の墜落制止用器具費の取扱い</p> <p><u>(1) 墜落制止用器具（フルハーネス型）の使用が、入札公告等で示された場合は、現行の安全带（腰ベルト型）及び助成金を差し引いた月額損料（差額）で必要な費用を算定する。</u></p> <p><u>また、月額損料の月数区分は6か月ごととし、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事並びに新営工事及び改修工事で区分する。</u></p> <p><u>なお、各区分の月額損料の算定は、表5 墜落制止用器具費の算定区分表による。</u></p> <p><u>(2) 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事ごとの直接仮設工事又は主な科目にて墜落制止用器具費とし別紙明細として計上する。</u></p> <p><u>(3) 新営工事と改修工事を一括で発注する場合は、新営工事又は改修工事のうち主な工事で算定し、主な工事に計上する。</u></p> <p><u>(4) 算定に用いる月数区分の目安は、T（工期）が該当する月数区分による。</u></p> <p><u>(算定方法)</u></p> $\text{墜落制止用器具費} = \text{墜落制止用器具費月額損料（差額分）} \times \text{月数区分（表5）}$

改定前		改定後						
		表5 墜落制止器具費の算定区分						
		墜落制止器具費月額損料(差額分) ※	基準補正単価の算定方法					
			6か月まで	12か月まで	18か月まで	24か月まで	30か月まで	30か月超え
建築工事	新営工事	6,000 円/月						
	改修工事	3,600 円/月						
電気設備工事	新営工事	3,600 円/月	6	12	18	24	30	36
	改修工事	2,400 円/月	(か月)	(か月)	(か月)	(か月)	(か月)	(か月)
機械設備工事	新営工事	3,600 円/月						
	改修工事	2,400 円/月						
昇降機設備工事		1,200 円/月	6 (か月)					
<p>※墜落制止器具費月額損料(差額分)=1 人当たりの墜落制止器具費月額損料(差額分)×現場労働者の同時施工人員想定 (表5-1)</p>								
表5-1 現場労働者の同時施工人員想定表※								
工種区分	建築工事	電気設備工事	機械設備工事	昇降機設備工事				
新営工事	10 人日/目	6 人日/目	6 人日/目	2 人日/目				
改修工事	6 人日/目	4 人日/目	4 人日/目					
<p>※その現場の高所作業を行う現場労働者(下請作業員)が墜落防止器具(フルハネス型)をつけると想定</p>								
<p>1 人当たりの墜落制止器具費月額損料(差額分) $600 \text{ 円/人} \cdot \text{月} = \frac{\text{墜落防止器具費(フルハネス型)} - \text{現行の安全带(腰ベルト型)} - \text{助成金}}{36 \text{ か月(耐用年数)}}$</p>								

附 則

この要領等資料は、令和2年10月1日から施行する。